

## 目黒区学校給食費助成条例に対する反対討論

自由民主党目黒区議団

幹事長 宮澤宏行

私は、自由民主党目黒区議団を代表して、議案第91号目黒区学校給食費助成条例に対して反対の立場から討論を行います。

本条例案の目的として第一条に掲げられている「保護者の負担軽減を図る」ことや「子育て支援及び教育の充実に資する」ことについては、我が会派はもちろんのこと、どの会派であれ、異論はないことと思います。問題は、この目的をどのようにして達成するか、その手法の適切性が論点となります。

既に、文教・子ども委員会での質疑において、我が会派からも、また、他の会派からも問題点が指摘されており、議

論はそこに集約されているとも言えますが、改めて整理をしておきたいと思います。

まずは、何といたっても財源です。平成30年度で計算しますと、年間、区立小学校では5億411万円、また、区立中学校では1億6,800万円あまりの支出が必要になります。

この財源について、提案者からはどの事業を削減してこれに充てるのかと言ったご提案ではなく、基金の取り崩し以外にお考えがないと、私たちは理解せざるをえないご答弁を頂きました。

提案者も財源問題を考慮され、本来であれば、憲法や判例、これまでの国会答弁を踏まえて、義務教育である区立小中学校の給食費の無料化を提案したいところを、区立中学校だけに限っておられます。

ですが、この選択肢は、果たして公平と言えるのでしょうか。「無い袖は振れない」のですから、まずはできるとこ

ろから、という考え方は一理あります。しかし、それでも毎年 1 億 6,800 万円程度の支出を経常化させることが、目黒区の教育を充実させ、魅力を高めることに本当になるのでしょうか。

文科省の調査によれば、全国 1,740 自治体のうち、小学校・中学校とも無償化している自治体は、76 自治体ありますが、そのほとんどが町や村など小さな自治体です。東京都では中学生 7 名の利島(としま)村と同じく 3 名の御蔵島(みくらじま)村だけです。これらの自治体では、定住促進策の一環として行われているものであり、目黒区にとって例となるものではありません。

申すまでもなく、基金は目黒区が財政健全化アクションプログラムに取り組んできた成果により、積みあがって来ているものです。また、幸い近年の税収は伸びています。しかし、委員会質疑で指摘がありましたように、昨今は大きな自然災害も続いており、目黒区もいつ多額の手当てが必要となる災害に見舞われないとも限りません。また 2020

年以降の経済見通しは、決して楽観視できるものではないとの予測が、既に政界や財界においても表明されております。災害への備えの一つでもある区立小中学校体育館の冷暖房設備の設置や区有施設の更新など、むしろ財政事情が厳しくなる前に措置を急がなければならない課題は山積しています。

それらの課題をさしおいて、給食費の無償化を優先すべきでしょうか。

提案者も質疑においてお答えになられたように、目黒区立中学校の食費の滞納者は平成 29 年度で 8 人です。これについてはしっかりと事情を精査した上で、もし可能であれば然るべき手を差し伸べることを考慮してもよいかもしれませんが、これを持って区立中学校在籍者 2,624 名全体に対して、給食費を無償化すべき状態に今の目黒区があるとは、到底言うことはできません。

提案者は保護者にとっての給食費負担の大きさを指摘されました。しかし、目黒区の区立小学校から区立中学校へ

の進学率は約5割です。すなわち半数は、区立中学校より学費をはじめ諸経費が掛かる私立中学校へ進学しています。そこにはかなり無理をしているご家庭もあるかもしれませんが、それでいても私立を選択しているのです。そうしたご家庭では、区立中学の給食費を無償化したら、その恩恵を受けるために、区立に進学するのでしょうか。仮に無理をして私立へ進学させているご家庭が多いなら、無理をしないで済む区立中学への進学を自ずと選択できるよう、それこそ、私立に負けない魅力ある学校づくりに努めた方が、区民全体の利益となります。

提案者は「魅力づくりの議論」と「無償化に足を踏み出すという議論」は、別であるとおっしゃっておりますが、決して別ではない。財源や負担の公平性、機会均等という論点を踏まえるなら、むしろ密接に関連した議論をしなくてはなりません。

更に目黒区は、低額所得者への助成もしっかりと行っています。要保護世帯及び、準要保護世帯への学校給食費の援

助です。平成 29 年度実績で、要保護世帯へは 26 人に対して、準要保護世帯へは 338 人に対して、それぞれその額を給付しており、合わせて、2,360 万円あまりの公費が給付されています。

また、保護者の所得を問わずに助成することは、所得の逆再分配ともなります。全在校生があまねく、等しく利益を受けられる事業に、まず財源を投じていくのが本筋です。

次いで、学校の教職員の負担軽減及び区のシステム改修費用等の関連経費についても検討が必要です。提案者はシステム改修費については試算しておられないとのことでしたが、この費用についても、また職員の負担についても、所得制限を設けないので一律処理ができて、さほど大きなものとはならないだろう、との見通しを示されました。しかし、関連する手間や経費については、もう少し丁寧な検討が必要です。

以上の論点を踏まえて総括致しますと、

財源が「基金の取り崩し」であり、持続可能性・安定性に欠け、今後の区の財政運営と施策の着実な実施を考えると実現しがたいこと、中学校のみが無償化されることで小学校との公平感が保てないこと、所得制限のない無償化は所得の逆再配分であり、むしろ低所得者に不利益となること、区立中学の魅力を高める施策こそが、区立中学校に通う生徒・保護者全体が平等に恩恵や利益を受けることになりうると考えられるので、大切な財源はこちらに投じられるべきこと、そして、関連経費における議論も不十分なこと等により、現時点では、残念ながら本条例案に賛成することはできません。

なお、国や都でも検討が進められていることは承知しております。これらの動向を注視して、目黒区として取り組める態勢ができてくれば、前向きに検討を進めることを否定するものではありません。

最後になりますが、本条例案の提案趣旨においては、我が

自由民主党目黒区議団は元より、おそらく各会派、議員各位に置かれましてもご異論はないことであろうから、これからも目黒区の教育の充実、目黒区で育つ子供たちの最善の利益の実現を目指して、会派を越えて知恵を出し合い、議論を重ねて行きたいと思えます。

以上をもって、反対討論を終わります。